

2024年3月28日

副首都推進局長
西島 亨 様

大阪市職員労働組合市民支部
支部長 川元 達 郎



2024年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ

市行政の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は、勤務労働条件に大きくかかわるものであると認識している。

大阪市においては、「市政改革プラン3.1」及び「新・市政改革プラン(素案)」において、DXや官民連携の推進などといった、組織、業務の効率化への流れが示されている。

いずれも、「仕事と人」の慎重な関係整理に基づき行われるべきであり、業務内容・業務量に見合った要員配置が必要である。また、それらの内容によっては、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、交渉事項として誠意を持って対応するよう求めるとともに、所属が適法に管理し、又は決定することができるものについて、交渉事項として誠意を持って対応するよう申し入れる。

記

- 1 2024年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。また、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は交渉・協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行う場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る十分な情報を提供すること。
- 2 所属内で恒常的に繁忙状況が生じている部門が固定化していることから、そうした部門について「仕事と人」の関係整理を行い、超過勤務の縮減に向け要員配置を含む実効性のある改善を行うこと。また、今後想定される事業等について、安易な兼務を行わないこと。
- 3 安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスに大きな影響を与えることから、慎重に検討すべきであり、「経営形態の変更」や「事業の統合」「委託化」などといった課題については、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、十分な交渉・協議を行うこと。
- 4 この間経験したコロナ対応や大規模災害にかかる行政対応については、初動体制を含め業務継続性を考慮した体制確保が困難な状況が明らかであり、実効性のある体制を確保すること。また、他所属との兼務や応援派遣については「仕事と人」への影響を検証し、必要な対応・対策の検証を行い、勤務労働条件に変更が生じる事項は協議を行うこと。
- 5 働きやすい職場、風通しの良い職場をめざす観点から、セクハラ・パワハラへの対策は重要であるため、アンケート等の実効性あるとりくみにより現状把握に努めること。

以 上